

# 吸収分割契約に関する事後開示書類

令和8年3月31日

ソニービズネットワークス株式会社

株式会社マネーフォワード

令和8年3月31日

各位

東京都渋谷区道玄坂 1-12-1 渋谷マークシティ ウエスト 23F  
ソニービズネットワークス株式会社  
代表取締役社長 早川 富雄

東京都港区芝浦 3-1-21 msb tamachi 田町ステーションタワーS21F  
株式会社マネーフォワード  
代表取締役社長 辻 庸介

#### 会社分割に係る事後開示書面

(吸収分割会社/会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後備置書面)

(吸収分割承継会社/会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 201 条に基づく事後備置書面)

ソニービズネットワークス株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社マネーフォワード（以下「承継会社」といいます。）は、2026年2月13日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2026年3月31日として、分割会社が運営するクラウド型勤怠管理システム事業（以下「AKASHI 事業」）及びオウンドメディア事業（以下「somu-lier 事業」といい、AKASHI 事業とあわせて「本件事業」）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。本吸収分割に関する会社法の規定に基づく開示事項は、以下のとおりです。

#### 記

- 1 組織再編が効力を生じた日  
2026年3月31日
- 2 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過
  - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）  
本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）  
会社法 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため同条の規定による手続は行っていません。
- (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）  
分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2026 年 2 月 27 日付の官報及び 2026 年 2 月 27 日付の電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 797 条及び第 799 条（第 802 条第 2 項において準用する場合を含む）の規定による手続の経過

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過  
本吸収分割は、簡易吸収分割（会社法第 796 条第 2 項）に該当するため会社法第 796 条の 2 の規定による差止請求に係る該当事項はありません。
- (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過  
承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2026 年 2 月 27 日付で電子公告により株主に対して本吸収分割に関する公告を行いましたが、株式買取請求を行った株主はありませんでした。
- (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過  
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2026 年 2 月 27 日付の官報及び 2026 年 2 月 27 日付の電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2026 年 3 月 31 日をもって、分割会社から、本件吸収分割契約書及び別紙『承継権利義務明細表』に定める本件事業に関する資産、負債、契約上の地位その他一切の権利義務を承継しました。

5 本件吸収分割による変更の登記をした日

2026 年 4 月 15 日（予定）

6 その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上